

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和4年2月25日(金) 午前11時05分頃
(天気: 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区松原五丁目43番付近路上
- (3) 相手方 乙 ()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の施設営繕第二課職員が軽車両を運転し、工事現場から二子玉川分庁舎に向かっていました。現場付近の交差点にて甲車両が徐行しながら前進したところ、右方向から乙が乗車した自転車が進入してきました。甲車両は乙自転車に気付いて停止しましたが間に合わず、甲車両の右側前部と乙自転車が接触し、乙自転車は転倒しました。
- (5) 損傷の程度 甲 人身: なし
物損: 右側前部のバンパー及びボンネット擦り傷
ナンバープレートの損傷
乙 人身: 両膝、右肩、右太ももの打撲
物損: 前輪、ペダル、ブレーキの故障
- (6) 過失割合 物損事故 甲 6割 ・ 乙 4割
人身事故 甲 10割

- 2 乙への損害賠償額 398,104円
(物損: 31,484円 人身: 366,620円)
(自動車保険より全額補填)

- 3 専決処分日 令和4年12月22日

